

令和 7 年第 2 回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日時 令和7年6月12日（木曜日）午前10時25分～午前10時38分

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

(1) 議案第112号 黒石地区清掃施設組合規約の変更について

(2) 議案第113号 黒石地区清掃施設組合の解散について

4 報告事項

(1) 令和7年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について

○出席委員

委員長	関 貴 光	委員	万 徳 なお子
副委員長	山 本 武 朝	委員	木 村 淳 司
委員	小 熊 ひと美	委員	竹 山 美 虎
委員	山 田 千 里	委員	小豆畑 緑

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	佐々木 浩 文	こども未来部次長	太 田 直 樹
福祉部長	白 戸 高 史	保健部次長	福 士 秀 徳
こども未来部長	大久保 綾 子	市民病院事務局次長	小 鹿 正 憲
保健部長	千 葉 康 伸	環境政策課長	菊 池 朋 康
市民病院事務局長	今 国 弘	保険予防課長	松 島 豊
浪岡振興部長	奈 良 英 文	浪岡振興部市民課長	熊 谷 圭 介
環境部次長	齊 藤 寿 一	介護保険課主幹	須 藤 隆 之
福祉部次長	福 島 清 裕	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	柿 崎 良 輔	議事調査課主査	山 下 貴 子
---------	---------	---------	---------

○関貴光委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、付託議案の審査に係る説明等のため、奈良浪岡振興部長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第112号「黒石地区清掃施設組合同規約の変更について」及び議案第113号「黒石地区清掃施設組合の解散について」の2件につきましては、内容に関連があることから、一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

両案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 議案第112号「黒石地区清掃施設組合同規約の変更について」及び議案第113号「黒石地区清掃施設組合の解散について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

「1 提案理由」ですが、浪岡地区の一般廃棄物を処理している黒石地区清掃施設組合は、今年度末をもってごみ処理場の共同処理を終了し、令和8年3月31日をもって解散することが決まっております。この解散に伴い事務の承継に係る規定を追加する必要が生じております。

組合の規約変更及び解散につきましては、関係地方公共団体の協議により定めることとされており、協議に当たりましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経なければならないとされておりますことから、組合の規約変更及び解散に係る議案について御審議いただいているものであります。

「2 改正等の概要」ですが、「(1) 規約変更（黒石地区清掃施設組合同規約）」につきましては、現行の組合同規約に、組合の解散に伴う事務の承継については、加入市町村の議会の議決を経てする協議によりこれを定める旨を追加するものであります。

なお、事務の承継に係る規定につきましては、今期定例会で御審議いただき、その後、県知事の許可を受け、規約の改正が調った後、第3回定例会におきまして具体的な事務の承継等に係る議案を改めて提案させていただく予定としております。

また、「(2) 組合の解散」につきましては、令和8年3月31日をもって黒石地区清掃施設組合を解散するものであります。

「3 施行日」についてですが、規約の変更につきましては、青森県知事の許可のあった日、組合の解散につきましては、令和8年3月31日としております。

最後に、「4 今後の予定」になりますが、構成する各市町村で御議決いただいた後、8月に構成市町村長による協議書の締結を行い、県知事へ届出、9月には構成市町村議会において財産処分・事務の継承に関する議案の審議をいただいた上で、10

月には協議書の締結を行い、令和8年3月31日をもって黒石地区清掃施設組合の解散を予定しており、4月からは、青森市清掃工場におきまして、浪岡地区の一般廃棄物の処分を開始する予定としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。

御質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本採決は議案ごとに行います。

まず、議案第112号について採決いたします。

議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号について採決いたします。

議案第113号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○関貴光委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和7年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について」報告を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和7年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

まず、「1 目的」についてであります。青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画（令和6年度～令和8年度）に基づきまして、地域密着型サービスの

指定予定事業者を選定することを目的に行うものであります。

「2 サービスの種類及び件数」につきましては、地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスについて――資料真ん中の表を御覧ください。太枠の㉗の部分に記載のとおり、第9期計画における令和7年度の計画値である5事業者に、㉘の部分になりますけれども、令和6年度の未選定となりました4事業者を加えた6種類、9事業者の公募を予定しております。

その内訳といたしましては、

「①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養）」につきまして1件、「②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が2件、「③地域密着型特定施設入居者生活介護」が1件、「④小規模多機能型居宅介護」が1件、「⑤看護小規模多機能型居宅介護」が2件、「⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が2件の計9事業者となっております。

続きまして、「3 公募圏域」については、まずは「①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養）」につきましては全圏域を対象とします。

次に、「②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」につきましては、圏域間の定員数に配慮し、既存の定員数が少数の圏域を対象といたします。

次に、「③地域密着型特定施設入居者生活介護」、「⑤看護小規模多機能型居宅介護」及び「⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護」につきましては、未整備圏域を対象といたします。

最後に、「④小規模多機能型居宅介護」につきましては、1つの圏域に2事業所まで整備されることとなるよう、未整備圏域と整備済事業所が1事業所の圏域を対象といたします。

なお、今回公募するサービスの件数及び公募圏域については、本年5月9日に開催いたしました青森市地域密着型サービス等運営審議会におきまして御審議いただき、御承認いただいたところであります。

2ページを御覧ください。

上の表につきましては、令和7年4月1日現在の圏域とサービスと種類ごとの施設・事業所の整備状況であり、網掛け部分が令和7年度の公募圏域を表しております。

次に、「4 スケジュール」につきましては、公募期間を令和7年7月1日から10月10日までとし、公募説明会を7月8日に開催することとしております。

その後、応募書類の受付を9月29日から10月10日までとし、11月に一次審査を、12月に二次審査と選考を行い、この選考結果を踏まえて事業者を選定することとしております。

最後に、「5 周知方法」については、7月1日号の広報あおもり、市ホームページへの掲載のほか、介護サービス事業者への電子メールにより周知することとしております。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 「4 スケジュール」の、2行目の公募説明会で書類が配られるのかなと思うんです。現場のことは分かんないですけども、やっぱり書類仕事は大変であるとお聞きするので、期間的にきついかゆるいのか分からないんですけども、なるべく早く、書類等を渡していただけたらいいんじゃないかなと思って——それで7月8日の説明会に書類なども示されるんでしょうかと。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 応募書類を——担当課からお答えします。

○関貴光委員長 お願いします。

○須藤隆之介 介護保険課主幹 応募書類については、先ほど言ったとおりホームページにも載せます。窓口でも配布します。説明会の時にも、お持ちいただけない方に配付します。その要項などを基に、説明させていただくこととしております。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 これは、応募はやっぱり対面ですか。それとも、電子申請可能ですか。

○関貴光委員長 介護保険課須藤主幹。

○須藤隆之介 介護保険課主幹 説明会は対面になります。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ごめんなさい、応募は。

○関貴光委員長 介護保険課須藤主幹。

○須藤隆之介 介護保険課主幹 受付は、書類の内容を確認するために対面で応募を受け付けしております。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 昨日の一般質問で、廃油の回収が今年9月でしたか——終わるということで、今朝の議場でも少し話題になっていたんですけども、これは、やめてしまうのは事業系の廃油なんかも含まれるんですか。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文 環境部長 今回、一般家庭の廃油を16施設、いわゆる市民センター等で回収しているものだけを対象に、市のほうで精製してBDFにしていたというの

が現状であります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 事業者は自分たちのルートで、何か処分しているのかしら。

○**関貴光委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 飲食店等の事業者につきましては、産業廃棄物という形での処理になりますので、当然にしてそれぞれの処理事業者との契約の下で対応していただいているというふうなことになります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 市民の廃油回収事業が中止ということなんですけれども、その活用法が、何か見つかったら再開するかもしれないみたいな答弁があったと思うので、私たちもちょっといろいろ調べて、検討していただきたいと。多分、これをお知らせすると、一生懸命やっていた人たちから、ええ、という問い合わせがあるんじゃないかなと思うので、もうやめますとかというだけだと、リサイクル推進全般に対する気持ちが下がっちゃうので、影響ありますから検討して、再開もぜひ、前向きにお願いしたいなと思っています。

○**関貴光委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)